

横浜市行政不服審査会答申
(第43号)

平成30年7月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

司法書士である審査請求人は、泉区長に対し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項及び同条第 3 項第 1 号に基づいて戸籍の附票の写しの交付を請求（以下「本件請求」という。）した。本件請求に対し、泉区長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に係る請求書（以下「本件請求書」という。）に、戸籍の附票のどの部分をどのような目的に利用するかの記事がなく、申出が相当と認められないとして、行政証明不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人が、本件処分は違法であるとして、その取り消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の依頼者（以下「本件依頼者」という。）が、遺言を作成し、又は信託契約を締結する際には、推定相続人、受贈者又は受益者について、住所と氏名の記載により特定する必要がある。本件請求は、本件依頼者の現在の推定相続人のみならず、同人が死亡した場合や信託契約の受益者が死亡した場合に備え、受益者等が引き継がれるようにするために、本件依頼者の姪（以下「本件対象者」という。）の戸籍の附票の写しを請求したものである。これらの調査のためには、本件請求に係る戸籍に記録された者の全員（以下「本件被記録者ら」という。）について、住所等を確認することが必要であり、利用目的は明らかである。
- (2) 本件処分に係る通知書の不交付の理由の記載は、処分庁の意見及び結論を記載したにとどまり、理由として不十分である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

法第 20 条第 4 項及び同条第 3 項第 1 号の申出においては、同条 5 項により準用される法第 12 条の 3 第 4 項に基づいて、戸籍の附票の写しの利用目的を明らかにしなければならない。

利用目的は、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知。以下「本件要領」という。）第 3-3、同第 2-4-(3)-D に規定されるとおり、抽象的な記載ではなく、戸籍の附票の写しのどの部分をどのような目的で利用するかが明らかになる程度の記載が必要である。

本件において、戸籍の附票の交付申出において、戸籍に記録されている全員の住所を必要とする目的が判断できなかつたため、処分庁は、審査請求人に対し、これを明らかにするよう求めたが、審査請求人は、これに応じなかつた。そのため、本件請求は、利用目的が具体的に明らかでないため、法第 20 条第 3 項に規定する相当な申出とはいえない。

よって、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第 20 条第 4 項は、「市町村長は、…当該市町村が備える戸籍の附票について、第 12 条の 3 第 3 項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。」と規定する。

法第 12 条の 3 第 3 項は、「「特定事務受任者」とは、…司法書士（司法書士法人を含む。）、…をいう。」と規定する。

イ 法第 20 条第 3 項は、「市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。」とし、同項第 1 号は、「一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者」と規定する。

法第 12 条の 3 第 4 項は、「申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。」とし、「一 申出者…の氏名及び住所…」、「二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所」、「三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所」、「四 第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的」、「五 第 2 項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称…」、「六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と規定する。

法第 20 条第 5 項は、同条第 4 項及び第 3 項の申出について、同法第 12 条の 3 第 4 項から第 6 項まで及び第 9 項を準用する。

ウ 本件要領第 2 - 4 - (3) - D は、住民票の写しの交付の場合の「利用の目的」の記載について、「利用の目的は、法第 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば『債権回収・保全のため』といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。」、「具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由…を明らかにさせることが考えられる。」とする。

「住民票の写しの交付等の事務の取扱いについて(平成3年4月5日自治振第56号)」は、「本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの住民票の写しの交付請求があった場合には、その請求事由について十分な審査を行うこと」とする。

「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について(平成17年2月24日総行市第192号)」は、「戸籍の附票の写しの交付については、従前から住民票の写しの交付に準じた取扱いとされているところであるが、個人情報保護の観点から、戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適当であること」とする。

エ 平成19年法改正時の衆議院法務委員会の平成19年3月20日の議論において、寺田政府参考人から、専門職による交付請求について要件を見直して厳しくし、紛争性のない事件については、一般の第三者と同様に依頼者の正当な理由を要求することとする旨の説明がされている。

(2) 証拠等から容易に認められる事実

ア 審査請求人は、本件請求書で、戸籍謄本及び戸籍の附票の全員の写しを求め、「戸籍の附票」には、「本件対象者が除セキのとき不要。従前戸セキには本件対象者の夫、本件対象者、A、B、C、D、Eの計7名ってます」と手書きの記載がある。「請求に係る者の氏名」として、「本件対象者の亡母方の叔父である本件依頼者の財産管理のため、現在戸セキと附票」との記載があり、このうち本件対象者の名が丸で囲われ、ここから矢印が伸ばされて、本件対象者の生年月日の記載がある。「戸籍法第10条第1項又は住基法第12条第1項に基づく請求の代理請求」として、「成年後見人等法定代理人の資格」欄に「任意財産管理人(特定事務受任者)」とのゴム印が押され、「成年被後見人等の氏名」欄に本件依頼者名の記載があり、「成年被後見人等と請求に係る者との関係」欄に、手書きのチェック欄を設けてチェックがされ、「姪(姉の子)」との手書きの記載がある。「利用目的の種別」として、「1 自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍・住民票等の記載事項を確認する必要がある場合」の「権利又は義務の発生原因及び内容」欄に「遺言・

信託作成」とのゴム印が押され、「権利の行使又は義務の履行のために戸籍・住民票等の記載事項の確認を必要とする理由」欄に「特定事務受任による財産管理承継処分業務のため」とのゴム印が押されている。

イ 本件依頼者の委任状（以下「本件委任状」という。）に、「1. 司法書士法施行規則第31条第1号に附帯関連する次の事項」として、「(1)財産確定に関する事項①私の所有する不動産の固定資産評価証明書、名寄帳写しの交付申請及び受領を為す一切の件。②私の所有する不動産の全部事項証明書、公図（又は法14条地図）、地積測量図、建物図面等の交付申請及び受領を為す一切の件。」、(2)財産承継に関する事項①公正証書遺言作成の前提として、私の推定相続人を調査するための、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍の附票、住民票（住民票除票を含む／世帯全員・本籍記載のもの）等の交付申請及び受領を為す一切の件。②公正証書遺言作成につき受遺者を特定するため、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍の附票、住民票（住民票除票を含む）等の交付申請及び受領を為す一切の件。」、(3)財産管理業務の中で遺言作成をする場合があったときは、不測の事態（例えば；二次相続の開始等）に備えるために、「予備的遺言事項」（平成23.2.22最高裁判決参照）を作成するのでその対策を取ることを特に依頼する。」、「2. 本委任状の原本還付請求及び受領を為す件。」及び「3. 上記各事項に関し復代理人選任の件。」との記載がある。

(3) 本件処分の適法性・妥当性

ア 本件請求書には、「利用目的」が明らかになる事実が記載されているか

(1)ウのとおり、専門職による交付請求であっても、法第20条第5項が準用する法第12条の3第4項第4号が規定する「利用の目的」を明らかにする必要があるが、「利用の目的」の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度であることが必要であるとされている。

本件請求書には、(2)アのように記載されており、このうち「請求に係る者の氏名」には、本件対象者の名が丸で囲われ、ここから矢印がのばされて、生年月日が記載されていること並びに審査請求人から提出された戸籍謄本から、本件対象者の氏名及び生年月日が明らかであることから、本件において、審査請求人が戸籍の附票の写しの交付を請求している対象者は、本件対象者である。

もっとも、審査請求人は本件請求書に、戸籍の附票の全員の写しと記載していること及び「本件対象者が除セキのとき不要。従前戸セキには本件対象者の夫、本件対象者、A、B、C、D、Eの計7名のってます」と記載していることから、本件被記録者ら全員について戸籍の附票の写しを交付するべきと主張するようである。そして、記載を総合して善解すれば、本件請求書には、本件依頼者の財産管理及び遺言作成又は信託設定のために、本件対象者の住所等を確認するとの利用目的が記載されていると解される。

しかし、本件請求書には、本件被記録者らを氏名・生年月日等により特定し、請求の対象であることを明示する記載がない上、同人らに係る戸籍の附票の写しのどの部分をどのような目的に利用するかも明確に記載されてはいない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、利用目的を明らかにするよう求めることは正当であるし、審査請求人がこれに応じない以上、本件処分は適法かつ妥当である。

イ 本件委任状の委任事項より、利用目的が十分であるか

(2)イのとおり、本件委任状に、「(3)財産管理業務の中で遺言作成をする場合があったときは、不測の事態（例えば；二次相続の開始等）に備えるために、「予備的遺言事項」（平成 23. 2. 22 最高裁判決参照）を作成するのでその対策をとることを特に依頼する。」との記載があること等を理由に、本件被記録者らについても利用目的の記載があると主張するようである。

しかし、本件被記録者らは、本件依頼者の推定相続人、代襲相続人となることはなく、信託契約における受託者及び受益者の氏名の記載もないことから、本件依頼者が遺言を作成し、又は信託契約を締結す

ることと戸籍の附票がどのように関連するのかは、本件委任状の記載からは、当然には読みとることはできない。

ウ 同一戸籍の全員の戸籍の附票の写しを求めた際に、一部の者の戸籍の附票の写しを交付することは適法か

審査請求人は、審査請求書において「交付するか、しないかの二択しかなく、部分的に開示するなどの曖昧な基準での交付方法はない」と主張していることから、同一戸籍の全員の戸籍の附票の写しを請求した場合、一部の者の戸籍の附票の写しを交付することは許されないと主張しているようである。

しかし、(1)アのとおり、処分庁が戸籍の附票の写しを交付するに際しては、個人情報保護の観点から、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って交付することが適当であって、請求事由との関係が明らかではない場合に、これを明らかにさせることなく、漫然と戸籍の附票に記載されている者全員についてその写しを交付することは不相当である。

エ 戸籍謄本と戸籍の附票の取扱いの差異について

審査請求人は、戸籍謄本と戸籍の附票の取扱いが異なる理由がないと主張している。

しかし、戸籍謄本の記載事項と戸籍の附票の記載事項とは異なるのであって、それぞれ、利用目的と記載事項との関係が検討されるべきことは当然であり、その結果、異なる取扱いがされることもあり得ることである。

本件においても、本件請求書及び本件委任状に記載のとおり、本件依頼者の推定相続人を確認するためには、本件対象者の身分関係が記載されている戸籍謄本を交付することが認められる。

しかし、住所等が記載された戸籍の附票については、本件請求書及び本件委任状の記載からは、本件依頼者の利用目的との関係が明らかではないことは上記のとおりである。

(4) 理由付記について

審査請求人は、本件通知書の不交付の理由の記載は、処分庁の意見及び結論を記載したにとどまり、理由として不十分であるから、本件処分は取

り消されるべきである旨主張する。

しかし、法第31条の2の規定により、市町村長が法に基づいて行う処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の適用を除外することとされている。

したがって、本件処分について、理由不備を根拠に違法であるとする審査請求人の主張は失当である。

(5) 結語

以上のとおり、その他審査請求人の主張には理由がないから、本件請求は棄却されるべきである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 12 月 27 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 30 年 1 月 23 日	・ 弁明書等の受理
平成 30 年 1 月 26 日	・ 弁明書（副本）送付及び反論書の提出等依頼
平成 30 年 2 月 13 日	・ 反論書の受理
平成 30 年 3 月 2 日	・ 反論書（副本）の送付
平成 30 年 7 月 4 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 7 月 5 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 7 月 5 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 7 月 18 日	・ 調査審議